

対象条項	現行	変更後（2025年12月1日適用開始分）
第8条 カードの 利用	<p>(1)会員は、取扱給油所においてカードを提示し、所定の売上票に署名することにより、ガソリン、軽油および指定された油外商品の購入により加盟店に対して負担する債務の決済手段とすることができます。なお当社が指定する取扱給油所においては、所定の売上票への署名を省略することができるものとします。ただし、取扱給油所においては次の商品について、会員は本カードの利用によって購入することはできません。</p> <p>(ア)金・銀・白金などの地金類や宝石類 (イ)切手・印紙などの専売品類 (ウ)全国共通で使用可能な商品券・ギフトカードなどの換金性のある商品 (エ)その他当社が指定する商品</p> <p>(2)取扱給油所において会員のカード使用1回につき行うことができる信用販売の限度額は15,000円（消費税込）以内とします。加盟店が当該信用販売限度額を超えて信用販売を行おうとする場合は、その都度、JCBからその承認を得て、売上票の所定欄にその承認番号を記入するものとします。ただし、一部の加盟店では、信用販売の限度額が上記信用販売限度額を下回る場合があります。</p> <p>(3)会員の信用販売限度額を合計した会員1件あたりの月間信用販売限度額は、JCBが別途定める金額とします。ただし、JCBが特別に認めた場合については、この限りではありません。</p> <p>(4)当社、JCBまたは加盟店は、会員のカード利用が規約等に違反する、または、違反するおそれがある場合等には、会員の本カードの利用を断ることがあります。</p> <p>(5)当社、JCBまたは加盟店は、地震等の自然災害や通信会社の局地的な通信障害、当社システムメンテナンスのための通信遮断等が生じた場合は、会員の本カードの利用を断ることがあります。</p>	<p>(1)会員は、取扱給油所において<b>本カード</b>を提示し、<b>または非接触ICカード等</b>を所定の機器にかざし、<b>加盟店の指示に従って、原則として加盟店に設置されている端末機に暗証番号を入力すること</b>により、ガソリン、軽油および指定された油外商品の購入により加盟店に対して負担する債務の決済手段とすることができます。なお当社が指定する取扱給油所においては、<b>端末機への暗証番号の入力</b>を省略することができるものとします。ただし、取扱給油所においては次の商品について、会員は本カードの利用によって購入することはできません。</p> <p>(ア)金・銀・白金などの地金類や宝石類 (イ)切手・印紙などの専売品類 (ウ)全国共通で使用可能な商品券・ギフトカードなどの換金性のある商品 (エ)その他当社が指定する商品</p> <p>(2)<b>取扱給油所における会員の本カード利用に際して、取扱給油所は当該仕様につき当社に対して照会を行うことにより承認を得るものとします。</b>ただし、<b>利用金額、購入する商品・権利および提供を受ける役務の種類</b>によってはこの限りではありません。</p> <p>(3)会員の信用販売限度額を合計した会員1件あたりの月間信用販売限度額は、JCBが別途定める金額とします。ただし、JCBが特別に認めた場合については、この限りではありません。</p> <p>(4)<b>当社、JCBまたは加盟店は、会員のカード利用が規約等に違反しているか、またはその違反しているおそれがある場合等には、会員の本カードの利用を断ることができます。</b></p> <p>(5)当社、JCBまたは加盟店は、地震等の自然災害や通信会社の局地的な通信障害、当社システムメンテナンスのための通信遮断等が生じた場合は、会員の本カードの利用を断ることができます。</p>